

計画策定の背景及び趣旨、計画期間

- ・我が国のこどもの貧困率は長期的な傾向としておおむね緩やかに上昇し、OECD（経済協力開発機構）加盟国の中でも高い水準にあるといった状況を背景に、国において、平成26年1月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。
- ・本市においては、平成28年2月、市長を本部長とする大阪市こどもの貧困対策推進本部を設置し、こどもの貧困対策を総合的かつ円滑に推進することとしました。
- ・平成28年度に大阪府と共同で実施した子どもの生活に関する実態調査において、世帯の経済状況や生活状況がこどもや青少年の生活や学習理解に影響を及ぼしていることが確認されたことを踏まえ、市を挙げてこどもの貧困対策を総合的に推進するため、大阪市こどもの貧困対策推進計画を策定することとしました。
- ・計画は、平成29年度中に策定し、平成30年度～34年度の5年間を計画期間とします。

子どもの生活に関する実態調査の概要

- ・的確な施策を実施するため、正確に現状を把握し、得られた結果から今後の施策を検討するため、平成28年6月27日～7月14日にかけて実施しました。
- ・大阪市立小学校5年生、中学校2年生の全児童・生徒とその保護者（平成28年4月1日に大阪府に移管された特別支援学校を含む）、大阪市内認定こども園、幼稚園、保育所の全5歳児の保護者を対象に、学校園を通じて調査票を配付、回収しました。（回収率76.8%）

子どもの生活に関する実態調査の結果確認された主な課題

1 家計と収入に関すること

- ・困窮度が高くなるにつれ、生活上の困難の経験が多くなっている。
- ・非正規群は正規群に比べて家計が赤字の割合が高くなっている。
- ・相対的貧困にある世帯においても、就学援助や児童扶養手当を受給したことがないと回答した世帯が1割程度存在。

2 ひとり親世帯の生活の困難さに関すること

- ・母子世帯において、非正規群の割合が高く、40%以上が相対的貧困にある。
- ・養育費の受給率は、困窮度にかかわらず1割程度にとどまっている。
- ・ひとり親世帯の親は、ふたり親世帯の親に比べ心身の負担感が強い傾向にある。
- ・ひとり親世帯の親は、相談できる相手が少ない傾向にあり、特に父子世帯で顕著。
- ・こどもが「おうちのこと」で悩んでいる割合は、ひとり親世帯の方が高い。

3 若年で親になった世帯の生活の困難さに関すること

- ・若年で親になった世帯は、親の最終学歴が中学校卒業や高等学校中途退学の割合が高く、就業について非正規群の割合が高い。
- ・若年で親になった世帯ほど困窮度が高く、10代で初めて親となった世帯の35%以上が相対的貧困にある。
- ・若年で親になった母親ほど、心身の負担感が強い傾向にある。

4 健康と経済的困難に関すること

- ・困窮度が高くなるにつれ、こどもや保護者の心身の自覚症状が強い傾向にある。
- ・困窮度が高くなるにつれ、保護者の健康診断の受診率が低く、こどもを医療機関に受診させることができなかった割合が高くなっている。
- ・こどもの朝食の頻度は、5歳児の段階で困窮度が高くなるにつれ低くなっている。

5 学習習慣・生活習慣と経済的困難に関すること

- ・困窮度が高くなるにつれ、こどもの勉強時間や読書時間が短く、遅刻をしない割合や学習理解度が低くなっている。
- ・困窮度が高くなるにつれ、保護者がこどもの生活リズムを整える割合が低くなる。
- ・困窮度が高くなるにつれ、塾や習い事に通う割合や中学校の部活動に参加する割合、家族以外の大人と一緒に過ごす割合、保護者がこどもの将来に対して期待している割合、こどもが希望する進学先の学歴が低くなっている。

6 つながりに関すること

- ・困窮度が高くなるにつれ、あるいは、ふたり親世帯よりもひとり親世帯の方が、中学校の部活動に参加する割合が低く、放課後一人でいる割合が高い傾向にある。
- ・放課後一人でいる群の方が一人でいることはない群に比べ自己効力感が低い。
- ・困窮度が高くなるにつれ、あるいは、ふたり親世帯よりもひとり親世帯の方が、相談できる相手が少ない傾向にある。

計画の基本理念

すべての子どもや青少年が、その生まれ育った環境にかかわらず、自らの未来に希望を持って何事にも前向きに取り組み成長し、他者とともに社会の一員として自立して活躍できる社会を、大阪のまちの力を結集して実現します。

基本理念の実現につながる環境が整えられているか把握するため、27の指標を設定

重視する視点

1 子どもや青少年の生きる力の育成

子どもや青少年自身が、生きる力を備え心豊かに未来を切り開いていけるように支援します。

2 切れ目のない支援の推進

子どもや青少年、保護者の抱える課題は複合的であるため、切れ目なく必要な施策を推進するとともに、関係機関と学校の連携を推進します。

3 ひとり親世帯への支援の充実

経済的に厳しい世帯が多く、保護者に相談相手がいらない割合が高いなどの課題があり、こどもの貧困対策の観点から支援します。

4 若年で親になった世帯への支援の充実

青少年が正しい知識のもと主体的に将来設計が行えるよう支援するとともに、世帯の特性を踏まえ支援します。

5 社会的養護における自立支援の充実

就労や進学を機に児童養護施設等を退所した児童は自立生活の定着に課題を抱えがちであり、支援の充実に取り組みます。

6 社会全体で取り組みを推進

貧困の連鎖を断ち切ることは、活力ある社会の創造につながることから、社会全体でこどもの貧困対策に取り組みます。

施策体系 (各施策はそれぞれ独立して取り組むのではなく、互いに連携し相乗効果が生み出されるよう取り組みます。)

施策1 子どもや青少年の学びの支援の充実

子どもや青少年が貧困の連鎖を断ち切るには、教育の場や課外学習・体験などの機会を通じて、「生きる力」を身につけることが必要です。そのため、一人一人の子どもや青少年が静穏かつ明るい教育環境のもと、発達段階や特性に応じて、知識や能力、自己効力感などを確実に身につけられるよう、また、適切な進路選択ができるよう取り組みます。

- (1) すべての基礎となる幼児教育の普及と質の向上を図ります
- (2) 一人一人の状況に応じた学力向上の取組みを推進します
- (3) 進学や通学継続できるよう支援します
- (4) 多様な体験や学習の機会を提供します

施策2 家庭生活の支援の充実

家庭は、子どもや青少年の健やかな育ちの基盤となりますが、家庭本来の機能を十分に発揮することが難しい状況も見られます。そのため、家庭の経済状況や家庭環境にかかわらず、子どもや青少年一人一人が健やかに成長できる養育や教育環境が整えられるよう取り組みます。

- (1) 子育て家庭における養育や教育を支援します
- (2) 子どもや青少年、保護者の健康を守る取組みを推進します
- (3) 家庭的な養育を推進します

施策3 つながり・見守りの仕組みの充実

社会構造の変化に伴い、社会的に孤立する傾向は子育て世帯や若者にも広がっています。社会的に孤立すると、必要な支援を届けることが難しくなり、貧困が連鎖する要因ともなります。そのため、学校園や地域、関係機関との密接な連携により、支援を必要とする世帯を発見し、必要な支援につなげるとともに、子どもや青少年に関する課題を解決する地域活動がさらに活性化するよう取り組みます。

- (1) 子どもや青少年、保護者のつながりを支援します
- (2) 児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる体制をつくります
- (3) 社会全体で子どもや青少年、保護者を支援する取組みを推進します

施策4 生活基盤の確立支援の充実

経済的困窮は、こどもの貧困問題の根幹にある課題であり、貧困の連鎖を断ち切る上で、個々の世帯の状況に応じた生活基盤の安定を図るための支援が必要です。そのため、就業支援や仕事と子育ての両立支援、経済的支援の充実に取り組むとともに、各種の支援制度を必要とする子どもや若者、保護者に確実に届くよう取り組みます。

- (1) 就業を支援します
- (2) 施設退所者等の自立を支援します
- (3) 仕事と子育ての両立を支援します
- (4) 子育て世帯を経済的に支援します

計画の推進にあたって

- 1 計画の推進体制 (こども・子育て支援会議、こどもの貧困対策推進本部会議)
- 2 計画の進捗管理 (各年度において、計画の進捗管理を効果的・効率的に実施するための重点事業を設定)
- 3 国・大阪府など関係機関との連携 (国・大阪府など関係機関と一層連携し、社会全体でこどもの貧困対策を推進するとともに、施策の効果的・効率的な推進を図る。)